

保険者機能強化推進交付金の評価

1 趣旨

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の公布により介護保険法が改正され、国は市町村及び都道府県に対し、自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するため、予算の範囲内において、交付金を交付することとされました。

2 評価指標の項目

I	P D C Aサイクルの活用による保険者機能の強化に向け体制等の構築	8
II	自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	46
	(1) 地域密着型サービス	4
	(2) 介護支援専門員・介護サービス事業所	2
	(3) 地域包括支援センター ・地域包括支援センターの体制 ・ケアマネジメント支援 ・地域ケア会議	15
	(4) 在宅医療・介護連携	7
	(5) 認知症総合支援	4
	(6) 介護予防／日常生活支援	8
	(7) 生活支援体制の整備	4
	(8) 要介護状態の維持・改善の状況等	2
III	介護保険運営の安定化に関する施策の推進	7
	(1) 介護給付の適正化	6
	(2) 介護人材の確保	1

3 評価指標による実施状況

評価指標は概ね達成できていますが、以下の項目が達成できておらず、今後の課題となっています。また、全国の保険者の状況により、上位の保険者に加点される項目もあり、厚生労働省から配点が示される予定です。

(1) 達成できなかった項目

ア 2025年度における要介護者数等の将来推計及び推計値の公表

イ 地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組

ウ 介護支援専門員へ保険者のケアマネジメントに関する基本方針を伝えるための研修又は集団指導の実施

- エ 生活支援コーディネーター及び協議体の活動を通じた高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発
- (2) 厚生労働省において、全保険者の上位3割又は5割に該当する場合に加点される項目
 - ア 個別事例の検討等を行う地域ケア会議の検討件数割合
 - イ 「入院時情報連携加算」又は「退院・退所加算」の取得率
 - ウ 介護予防の通いの場への参加率
 - エ 要介護認定等基準時間及び要介護認定の変化率
 - オ ケアプラン点検件数の割合

4 今後のスケジュール

平成30年9月末までの状況（項目によっては平成30年度実施予定も含む）を既に兵庫県へ提出しており、兵庫県で精査された後、国から平成30年12月上旬に内示及び評価結果が示される予定です。

2025年（平成37年）における介護保険事業の将来推計

1 日常生活圏域単位の65歳以上人口

西脇地区	4,877人
西脇南地区	4,067人
西脇東地区	1,332人
黒田庄地区	2,295人
合計	12,571人

※2015年国勢調査人口の日常生活圏域別の性・年齢階級別人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所が性・年齢階級別に公表している生残率と純移動率を乗じて推計

2 一人暮らしの高齢者数

一人暮らし高齢者数	2,701人
-----------	--------

※上記1で推計した人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所が性・年齢階級別に公表している2025年の単独世帯の世帯主になる割合を乗じて推計

3 要支援・要介護認定者数

要支援1	314人
要支援2	365人
要介護1	604人
要介護2	505人
要介護3	407人
要介護4	327人
要介護5	288人
合計	2,810人

※第7期西脇市高齢者安心プランの推計人口を基に、厚生労働省から提供された地域包括ケア「見える化」システム上の推計ツールにより推計

4 認知症高齢者数

認知症高齢者数	2,615人
---------	--------

※第7期西脇市高齢者安心プランの推計人口を基に、厚生労働省科学研究費補助金「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」の「認知症患者数と有病率の将来推計」に掲載されている認知症患者推定有病率を乗じて推計

5 必要となる介護人材の数

介護職員数	901人
介護保険施設・事業所の看護職員数	165人
介護その他の職員数	476人
合計	1,542人

※厚生労働省の提示した介護人材の推計ツールにより、サービス受給者の推計値に介護職員の配置率を乗じて推計

6 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）	7,687円
----------------------	--------

※厚生労働省から提供された地域包括ケア「見える化」システム上のサービス見込み量等の推計ツールにより推計